

議案第104号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）

専決第1169号

専 決 処 分 書

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,063,666千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ592,920,465千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		102,009,155	21,781	102,030,936
	1 国庫負担金	83,637,105	14,728	83,651,833
	2 国庫補助金	18,027,819	7,053	18,034,872
22 繰入金		17,299,264	2,708,551	20,007,815
	1 基金繰入金	17,299,264	2,708,551	20,007,815
24 諸収入		37,159,944	23,333,334	60,493,278
	3 貸付金元利収入	27,997,238	23,333,334	51,330,572
歳入合計		566,856,799	26,063,666	592,920,465

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		49,329,213	7,569	49,336,782
	2 企画費	6,972,291	7,569	6,979,860
4 衛生費		41,550,865	49,813	41,600,678
	1 保健衛生費	19,332,356	49,813	19,382,169
7 商工費		26,121,434	26,006,284	52,127,718
	1 商工費	26,121,434	26,006,284	52,127,718
歳出合計		566,856,799	26,063,666	592,920,465

第2表

債務負担行為補正

追 加		(単位 千円)	
事	項	期 間	限 度 額
モバイルワークシステム追加機器等賃借料		令和3年度から 令和5年度まで	25,735
新型コロナウイルス対応臨時資金融資利子助成(追加分)		令和3年度から 令和5年度まで	470,547